

講習会開催のご案内 ～リスクアセスメントを学ぼう～

神奈川労働局において、神奈川県内の事業場を対象に、リスクアセスメントの理解を深め、安全衛生水準の向上を図り、とりわけ重篤な災害を減少させるため「職場の安全はリスクアセスメントから」と題した講習会を初級講座と中級講座に分けて開催することとなり、以下の内容で開催するとのご案内をいただきましたのでお知らせいたします。

開催日時

令和7年 7月29日、8月21日、9月17日

10月23日、11月6日、12月17日

令和8年 1月16日

※各回内容は同じです、

初級講座 9：30～12：00

リスクアセスメントの重要性を学ぶ

リスクアセスメントの進め方

中級講座は 14：00～16：15

リスクアセスメントの課題と今後

事業場におけるリスクアセスメントの取組

開催方法はZOOMによるWeb方式

申込方法

各回開催日の7日前までに

右記の二次元バーコード

もしくは神奈川労働局

ホームページから



～建設機械による未来と安全～

建設工事において、建設機械はなくてはならないものです。しかしながら、その建設機械に

よる災害は後を絶ちません、昨年の県内での死亡事故を見ても12件中半数の6件が建設機械に関わるものであり、今年も既に2件発生しています。今回公益社団法人建設荷役車両安全技術協会神奈川県支部の主催によりまして、下記のセミナーが開催されます。

・開催日時 10月10日（金）14：00～16：30

・場所 横浜情報文化センター6F情文ホール
横浜市中区日本大通り11

・内容 講演 神奈川労働局担当官
特定自主検査の適正な実施

特別講演 宮入賢一郎氏

最先端とみらいの建設機械※

※ユニークな建設機械、遠隔操縦と自動運転、自律運転、建設機械の燃料革命、施工技術の未来と建設機械～3Dプリンタの事例、建設分野へのロボット技術の応用など

・定員 200名（先着順）

・申込は右の二次元バーコード

お問い合わせは 045-664-1811

（公社）建設荷役車両安全技術協会神奈川県支部



事務局夏季休業のお知らせ

神奈川支部の事務局は8月8日（金）から15日（金）までお休みします。

ご迷惑をおかけしますがよろしくお祈いします。

分会のお休みについては各分会の事務局にお問い合わせください。



支部行事予定

正副運営委員長・部会長会議

時：7月10日 16：00

所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月24日 15：20

所：ロイヤルホールヨコハマ

神奈川労働局との情報交換会

時：7月24日 16：00

所：ロイヤルホールヨコハマ

安全指導者研修（含木建）

時：8月25日 13：30

所：関内ホール小ホール

支部表彰選考委員会

時：9月11日 15：00

所：建設会館411会議室

全国建設業労働災防防止大会神戸

時：10月2日3日

所：ワールド記念ホールほか

編集委員会

時：10月9日 14：30

所：建設会館411会議室

正副運営委員長・部会長会議

時：10月9日 15：00

所：建設会館411会議室

建災防神奈川支部ニュース

No.587 令和7年7,8月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

神奈川労働局との合同パトロールを実施

6月24日、全国安全週間に先駆けて横浜市中区北仲通で施工中の「（仮称）北仲通北地区B-1地区計画新築工事」の現場を神奈川労働局と建災防神奈川支部との合同でパトロールを実施した。

神奈川労働局からは児屋野労働局長、田代主任安全専

門官、赤前主任労働衛生専門官、小野安全専門官、管轄の横浜南労働基準監督署からは小沼署長ほか、神奈川支部からは黒田支部長が参加し、7月1日～7日の全国安全週間の一環で、転落・墜落防止対策や熱中症の予防に向けた取り組みを確認しました。



本工事は、令和10年竣工予定で、街区名称を「ハーバーステージ横浜北仲」とし、北仲通の二方が海に囲まれるウォーターフロントに誕生する大型複合開発事業です。敷地内には運河沿いにプロムナードや約3,200㎡からなる広場を設けるほか、建物1階から2階に位置する低層部商業ゾーンは、運河沿いの約4,300㎡規模の飲食店舗、サービス店舗などが開業する予定です。さらに、2階から6階に位置するオフィスゾーンは、基準階面積約740坪の大フロアを有し、また、住宅棟は地上40階建てで、704戸の共同住宅となります。

パトロールにあたって、工事概要などの説明を受けた後、施工を担当する(株)熊谷組首都圏支店の支店長や現場所長とともに現場内を視察しました。

同現場は、熱中症の予防のため、WBGT値の見える化、休憩室としてペンギンルーム整備のほか、冷水器・製氷機の設置、シャワールームなどの設置など様々な工夫がなされており、その他にも外国人向けの安全対策、女子休憩室専用設備の設置など快適な職場環境の形成に取り



組んでおり、快適職場プラチナも取得しています。

パトロール後の講評において、児屋野局長からは、神奈川県下において死亡災害が多発し6月1日に局長名で緊急メッセージを発していることを踏まえ、6月、7月の2ヶ月を「労働災害防止強化期間」と設定し要請を行う、熱中症予防のため「Cool work KANAWA Mission ZERO」を展開していることなど、対策強化の必要性を呼び掛けました。

黒田支部長からは夏季に死亡災害が増えている傾向が続いていることから、猛暑時の安全行動強化期間の取組について触れた上で「事故は起こそうとして起きているわけではございませんが、ちょっとした気のゆるみが災害に結びつきますので、週間中に限らず、気を引き締めて作業に従事していただき、災害ゼロでの竣工をお願いします」と無災害に向けての要請がされました。パトロール終了後、児屋野労働局長から、支部長あてに「死亡災害防止のための取組の徹底について」と題した緊急要請（2頁下段）が交付されました。



神奈川支部 令和 7 年度代議員会開催

～事業計画・猛暑時の安全行動強化期間など承認～



5月29日に建設会館講堂に於いて代議員会が開催されました。審議されたのは①令和6年度の事業報告承認に関する件、②令和6年度決算報告承認に関する件、③令和7年度の事業計画（案）承認に関する件、④令和7年度収支予算（案）承認に関する件、⑤猛暑時の安全行動強化期間についてですが、いずれも提案された原案どおり承認されました。



4月以降死亡労働災害が増えていることから、当日神奈川労働局長から「死亡労働災害の撲滅に向けて」と題したメッセージが配られ、それを受けて黒田支部長の冒頭のあいさつでは、「ここ2年間、夏場に猛暑日が連続し、その間に死亡災害が急増する傾向にあることから本日「猛暑時の安全行動強化期間」の提案をいたします3333が、既に死亡災害が急増し、夏本番の前に深刻な状況にある。」と紹介し、「自然災害の脅威、それに付随する建設業界の使命がますます重くなっているが、いつまでも死亡災害の件数で全国ワーストを争っている場合ではない。」と強く災害防止への思いを述べました。

死亡災害防止のための取組の徹底について（緊急要請）

令和7年の神奈川県内における労働災害による死亡災害は、3月以降急激に増加し、5月末までに前年の9人を大きく上回る17人となり、極めて深刻な状況となっております。

このままでは14次防の本年目標（死亡災害を24人以下にする）の達成が危ぶまれる事態となっていることから、「死亡災害撲滅に向けて」メッセージを発信するとともに、6月1日から7月31日までの2か月間を「労働災害防止強化月間」として、労働災害を発生させた事業場に対する監督指導等を強化することといたしました。

つきましては、県内の死亡災害発生状況を鑑み、「労働災害防止強化月間」の周知及び死亡災害防止のため、貴団体及び会員事業場において、下記の取組を徹底するよう周知・啓発を行い、安全管理上看過できない災害が発生していることに御留意いただくよう緊急要請を行います。

記

1 団体を対象とする要請事項

(1) 団体が講習会等を開催する場合、死亡災害が急増している状況や安全衛生管理の必要性を受講者に対し説明を行うこと。

来賓には神奈川労働局に今年の4月着任された児屋野文男局長、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課森宏明副課長、神奈川労働局の小野純一地方産業安全専門官が列席され、来賓の児屋野労働局長並びに森副課長から祝辞をいただきました。

児屋野局長の挨拶では、「今年は、5月に死亡災害が急増しており、速報値で建設業では7人となっており、大変憂慮すべき状況にありますので、引き続き、「かながわ安全強靱化計画」を推進する皆様方と緊密に連携・協力をしながら、災害防止に向けた各種施策を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします」と死亡災害の急増傾向に警鐘を鳴らし、さらに、建設業の上限規制について「昨年4月から建設業においても時間外労働の上限規制が適用され、時間外・休日労働の削減をはじめとする「働き方改革」を一層推進していく必要があります。

神奈川労働局としては、賃金の引上げや、同一労働同一賃金の推進と合わせて、業務改善助成金をはじめとする各種支援策を充実させておりますので、魅力ある職場環境の整備や人手不足の解消に当たって御活用されたい。」と述べられました。

令和7年度の事業計画では、「猛暑時の安全行動強化期間（7～9月）」（※本支部ニュース4～5頁に掲載）を設けることを決議し、夏場の死亡災害防止のための周知啓発活動を強化することとし、教育事業として、新たに「建設業における化学物質管理者講習」と来年1月から選任が必要となる「工作物石綿事前調査者講習」を実施していくこととしています。



児屋野神奈川労働局長

(2) 安全管理者や衛生管理者等の安全衛生業務従事者に対する能力向上教育や技能講習等の資格取得後概ね5年経過後の有資格者を対象とした再教育を実施すること。

(3) 会員事業場で生じている労働災害の現状を把握し、好事例の収集及び安全衛生事例発表会等の開催を行うなど、会員相互の安全衛生意識の高揚を図るための取組を展開すること。

2 会員事業場に対する要請事項

(1) 全国週間準備期間及び安全週間を利用し、安全文化を醸成するため、経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図ること。

(2) 安全衛生管理体制や安全作業マニュアル及び機械設備等の非定常作業マニュアルの整備と遵守状況の確認等を重点に職場における安全総点検を実施すること。

(3) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化と作業方法の改善を注意喚起するほか、SDS交付対象物質の取り扱う事業場は、自律的な化学物質管理の実施に向けた化学物質管理体制を確立し、化学物質による労働災害を防止すること。

(4) 熱中症対策の強化に向けた改正労働安全衛生規則の周知・啓発を行うこと。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和7年5月末日現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
		16	5	11	19	12	31	18	14	7	14	14	25	186
本年				(2)			(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(7)
		26	7	15	13	22	30	23	19	10	20	24	30	239
前年		(1)				(1)								(2)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和7年6月22日現在

業種	年	死亡災害把握数						死亡災害件数					
		本年 (令和7年)		前年同期 (令和6年)		前々年同期 (令和5年)		令和6年		令和5年		令和4年	
製造業		2		2		2	(1)	6		4	(1)	2	
建設業		7		3		7	(1)	12		16	(1)	9	(1)
交通運輸業													
陸上貨物運送事業		4	(2)	3	(1)	3		6	(2)	9	(3)	6	(1)
港湾荷役業										1			
商業		1	(1)	2	(1)			4	(3)			6	(2)
清掃・と畜業		2				2		3		3		4	
その他		3		1		6	(2)	4	(1)	9	(2)	3	(2)
合計		19	(3)	11	(2)	20	(4)	35	(6)	42	(7)	30	(6)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

令和7年6月22日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 9時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 40～44歳	コンベア はさまれ、巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
2	3月 14時頃	その他の建設工事業 (元請) 10～19人 35～39歳	建築物、構築物 飛来、落下	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
3	3月 15時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 35～39歳	不整地運搬車 墜落、転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し、土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落下し死亡したもの。
4	4月 12時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 45～49歳	有害物 有害物との接触	共同住宅の原状復旧工事において、浴室（ユニットバス）で有機溶剤を含有する洗浄剤をウェスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡したもの。
5	4月 10時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 50～54歳	可燃性のガス 爆発	別掲載（6項）
6	5月 14時頃	土木工事業 (元請) ～9人 30～34歳	玉掛用具 激突され	別掲載（6項）
7	5月 16時頃	土木工事業 (元請) ～9人 70～74歳	トラック 墜落、転落	別掲載（6項）

令和 7 年における建設業の死亡災害の概要

令和 7 年度 建設工事関係者連絡会議開催

5月28日、神奈川県労働局主催で令和7年度の建設工事関係者連絡会議が開催されました。同会議は例年神奈川県労働局が主催し、公共工事発注者及び当支部が出席して、発注者・施工者・神奈川県労働局が連携しつつ、県内の建設工事における労働災害の一層の減少を図ることを目的に平成26年度から開催されているものです。出席者は神奈川県労働局のほか国土交通省、防衛省、都道府県の公共工事担当部署、高速道路支社関係、都市再生機構、鉄道会社、電力・ガス・電信電話各社となっています。会の出席にあたり、先に正副支部長・分会長宛てに発注関係者に対しての要請する意見要望を募り、下記のとおり取りまとめ、会議には黒田支部長、専務理事が出席し、文書を提出するとともに会場にて説明を行



《 意見要望 》

1 審査評価の加点対象について

建災防に加入していることを「競争入札参加資格審査」及び「総合評価方式審査」において審査評価の加点対象にするよう、国及び各発注機関においてもご検討いただきたい。併せて建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムである「ニューコスモス」、中小企業向けの「コンパクトコスモス」の認定事業場を加点対象とすることをご検討いただきたい。

2 建設工事現場における労働時間の上限規制への取り組み

昨年4月から、建設業においても労働時間の上限規制が適用され、公共工事の発注機関におかれては、これまでも週休2日の義務化や施工時期の平準化、i-constructionの推進など、時間外労働の上限規制に対処すべく政策がとられてきました。

建災防では過重労働などを含む高いストレス状態は、健康障害のリスクを高めることだけではなく、人の不安全行動との関係から労働災害発生のリスクにも大きくかわるものとして、健康KYや建災防方式無記名ストレスチェックなどの取組を進めているところです。

一方、近年地球温暖化等の影響とみられる猛暑が続き、一昨年、昨年と猛暑日において建設業の死亡災害が急増しています。

猛暑日を天候不良による作業不能日として休みとされるなど、より実態にあった配慮がなされつつありますが、労働災害防止の観点からも、発注時における、工期、発注条件、円滑な工事着手、条件変更に伴う適切な工期の延期、精度・質の高い設計図書、提出書類の削減等一層のご配慮をお願いするとともに、『猛暑時における安全行動強化期間』の取組にご理解いただき、周知広報にご協力をお願いします。

【関連要望】

(1) 民間工事での課題

労働時間の上限規制や猛暑日への対応に取り組んでいます。民間工事では依然として課題が多くあります。

国からのガイドラインが示されていますが、「週休2日を前提とした工期設定」までには至っていない、発注段階で無理の無い工期設定がなされなければ働き方改革の実現は困難です。その為、国からのより明確な方針の発信と具体的な働きかけを強く要望します。

週休2日の導入が進められ、達成した場合の労務費の補正が認められていますが、近年補正の条件を厳しくすることは、せっかく定着してきたものに逆行する結果につながりかねません。

つきましては、以前の水準への見直しを緩和を強く要望します。

(2) ウィークリースタンスの取組み

時間外労働の上限規制が適用され、各発注機関においても規制に対処すべく各種政策が取られています。その中で国土交通省では、工事現場環境改善要領（ウィークリースタン

ス）が策定されています。

一部の発注機関では同様の要領が明確化されており、取組内容を発注者・受注者間で確認・共有を行なっています。

全ての公共工事発注機関において、ウィークリースタンスの取組みが実施されることが過重労働の抑制に繋がるものと考えますので、特段の配慮をお願いいたします。

3 国からの委託事業の広報と連携

建災防では以下のような事業を国からの委託により展開しています。その他にも、中小建設事業者を中心とした、自主的安全衛生活動を促進するため、安全・衛生管理士による技術指導や支援、安全指導者による安全パトロール、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる研修会や指導等を実施しています。

これらの事業を円滑・効果的に実施されるよう関係事業者への広報や連携しての事業運営に御協力ください。

- (1) 中小専門工事事業者の安全衛生支援事業
- (2) ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業
- (3) 高度安全機械等導入支援補助金事業
- (4) 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

4 労働災害防止のための情報の提供

建災防では労働災害防止における本質安全化を実現するツールとして、ICTの活用に取り組んでおり、労働災害防止に役立つ情報をデータベースでまとめ、ホームページで公開しています。

また、建災防神奈川県支部では国の第14次労働災害防止計画期間において、第9次となる建設業労働災害防止5か年計画を展開し、神奈川県支部においては独自に、3つの運動「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」を核とした「かながわ安全強靱化計画」を展開しています。発注者の立場においても、その運動の趣旨のご理解をいただき、好事例等が認められた場合はそれらの情報についてデータのご提供を頂くなど事例の収集にご協力いただくとともに、作業員一人一人に知らしめるべき特色のある災害が発生した場合にはそれらの情報をご提供いただきたい。

5 表彰制度について

現在、公共工事での表彰は自治体による違いはあるものの、企業に対する表彰のケースが多く、現場の最前線で日々安全・品質の管理に尽力している個人に対する表彰制度はほとんど見受けられないため制度の創設を強く要望いたします。



発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4月 10時頃	建築工事業 民間 ～9人	可燃性のガス 爆発	【発生状況】 被災者は、1階床スラブのガス溶断作業(アセチレンガス+酸素のボンベを使用)を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが周囲に吹き飛び、爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれた。 また、爆風で吹き飛んだコンクリート片などにより、周辺で作業していた4人が負傷した。 50～54歳(1次下請) 【災害防止のポイント】 1 可燃性ガス等が充満して爆発のおそれがある場所では、着火源となりうる溶接等の作業は行わないこと。 2 元方事業者として安全施工サイクルに基づく作業開始前の打ち合わせ、KY等の活動が確実に実施できるよう現場代理人を選任し、現場全体の統括管理を確実に実施すること。 3 リスクアセスメントの手法を用いることにより作業手順書等を見直し、安全教育を実施する等により関係労働者に周知徹底すること。 4 工事開始前の社内審査体制を確立し、周囲の状況調査等知り得たところに適応する作業計画となっているか確認すること。
5月 14時頃	土木工事業 民間 ～9人	玉掛用具 激突され	【発生状況】 温泉掘削工事現場において、さく井機本体の解体前の工程で、さく井機のやぐらにピン止め固定された鉄板を取り外す作業中、被災者と同僚が鉄板のつりピースに玉掛け、移動式クレーンで地切りして、ピンを抜いたところ、鉄板が被災者側に傾き、激突した。 30～34歳(元請) 【災害防止のポイント】 1 重量物である部品を解体する場合は、つり上げる荷の重心を計算して玉掛を行うこと。 2 重量物の下方に立ち入って作業は行わない。やむを得ず立ち入る場合は、安全ブロック等の設置を行い、荷の安定を確保する。 3 作業手順などを作成し、作業管理を行うこと 荷の設置状況の把握、固定の解除等を考慮した作業手順を作成し、あらかじめ安全教育を実施するとともに、作業指揮者による確実な指示に基づき作業を行わせる。
5月 16時頃	土木工事業 民間 ～9人	トラック 墜落、転落	【発生状況】 ゴルフ場の枯れ木の伐採を終え、使用したドラグ・ショベルを傾斜のある場所でトラック(セーフティローダーダンプ)に積載する際、トラックが逸走して横転し、ドラグ・ショベルの運転席にいた被災者がトラックの荷台からドラグ・ショベルとともに転落し、立木とドラグ・ショベルの間にはさまれ死亡した。 (トラックが逸走し始めたときにトラック運転席に乗り込もうとした個人事業主は横転したトラックと地面にはさまれて死亡した。 ※サイドブレーキはかけていたが、輪留めはなし 造園工 70～74歳(元請) 【災害防止のポイント】 1 積み込み等の際は車両は平坦な安定した場所に停車すること。 また、運転席から離れる際には、エンジンを停止して、サイドブレーキを十分に引くとともに、ギヤを入れ、輪留めをタイヤに設置する等の逸走防止措置を講じること。 2 建設機械などの積卸しを行う場合は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板のかけ渡し角度は15度以下とすること。 ※「15度以下」とすることを建設業労働災害防止協会では推奨しています。

暑さ疲労で切らすな集中 事故のもと!!

令和5~6年夏季に
発生した死亡災害



グラインダーで首を切創



ローラーごと転落



送電線で感電



擁壁上から転落



屋根から墜落



投光器で感電



猛暑時の安全
行動強化期間
7/1~9/30



建設業労働災害防止協会神奈川支部

後援 神奈川労働局 各労働基準監督署

危ないのは熱中症 だけじゃない!!

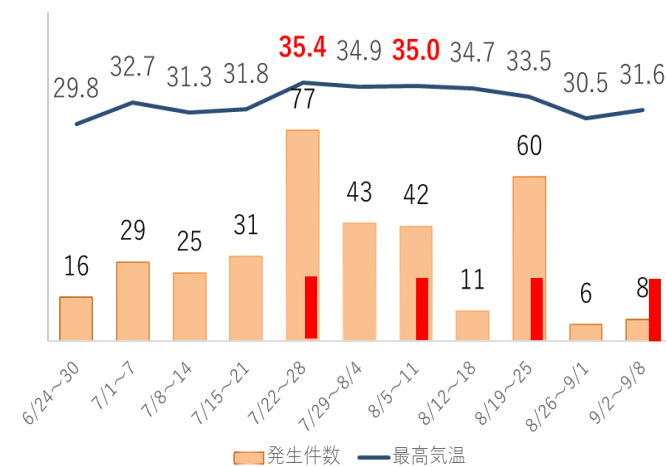
1. 趣旨

昨今、地球温暖化により、最高気温35℃以上の猛暑日が連続して続き、屋外での作業がとてつもない作業環境となっています。

例年、厚生労働省では夏季に熱中症が多く発生することから5月1日から9月30日までを「クールワークキャンペーン」として、熱中症予防に関する様々な取組みを呼び掛けていますが、ここ数年の建設業における死亡災害発生状況を見ると、6月以降猛暑日の発生とともに上昇する傾向にあり、特に死亡災害はここ2年間では**8月9月に集中**しています。

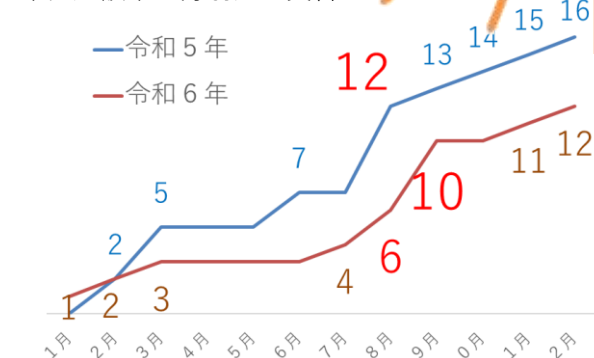
暑さによる作業への影響は、熱中症という疾病面だけではなく、熱帯夜による睡眠不足が蓄積し、高温などの不快な環境下で一定時間作業を続けると、疲労のために覚醒度が低下し、さらに脳内の温度の上昇によって情報処理能力が低下することによって**不安全行動やヒューマンエラーを誘発**するというリスクを含んでいます。

このような背景を踏まえ、神奈川支部独自で7月1日~9月30日の**猛暑日が予想される期間**で、猛暑時においては特に安全行動を意識づける「**猛暑時の安全行動強化期間**」を展開することにより、普段の生活における**健康管理の重要性を意識**し、体調が芳しくない状態で作業を行う際は一旦冷静になって**一人KY**を行い、十分な備えを行うという習慣を確立するとともに、夏場における熱中症予防並びに感電災害防止を含む安全衛生活動の定着を図ることを目的としています。



上のグラフは昨年の週ごとの熱中症救急搬送件数（作業現場等）と最高気温の週平均です。赤棒は死亡災害発生件数（それぞれ1件）を示します。

県内建設業の月別死亡災害



2. スローガン

暑さ疲労で切らすな集中 事故のもと

3. 期間

令和7年7月1日~9月30日

最重点期間

- ・猛暑日を最初に記録した週
- ・お盆休み期間後の週

4. 実施体制

- (1) 主唱者 建設業労働災害防止協会神奈川支部
- (2) 後援 神奈川労働局、管内労働基準監督署

5. 実施事項

上記期間において、以下の内容を重点とする

- (1) 周知広報活動：広報物の作成(リーフレット、ポスターはデータ公開)、支部ニュース等への掲載、リーフレットの配布、現場パトロール・安全大会等での周知、ポスター・スローガン等の掲示
- (2) 管理者による職場巡視の強化、作業行動前の一人KYの励行
- (3) 設備の本質安全化：墜落転落災害防止のための設備の本質安全化等の対策は墜落転落災害撲滅キャンペーンに準じて行う。
- (4) 作業環境管理、作業管理、健康管理：クールワークキャンペーンにおける対策に準じて行う。（脳内温度の上昇を防ぐために首回りを冷やすことが効果的である）
- (5) 感電災害の防止：機器の点検、漏電遮断器を通した機器の使用、電気機械器具の確実なアースの接地、送電線付近での作業については事前の計画を立て、監視人の配置を的確に行う。

